

神戸市 介護予防・日常生活支援総合事業  
「新しい通所型サービス」について  
(サービス・活動Aの新設)



# 試行実施スケジュール

BE KOBE

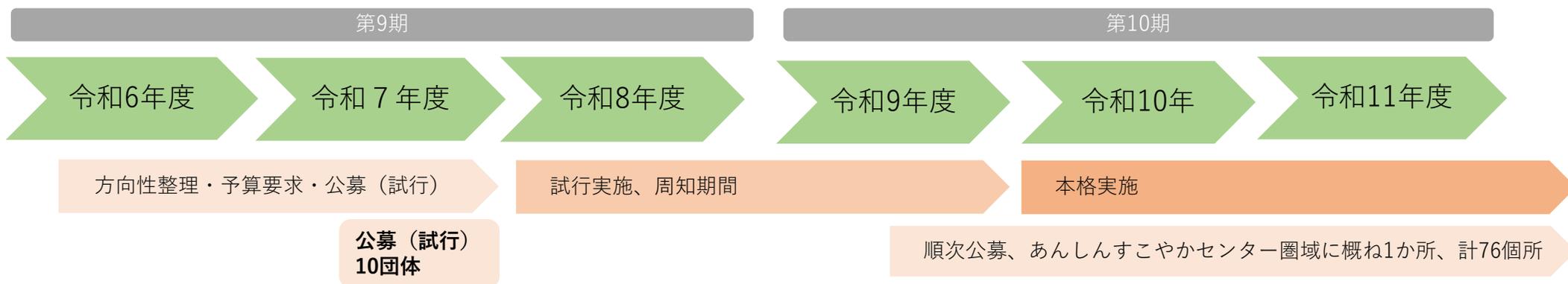
令和8年3月 試行実施のための事業者公募

(各区1か所、計10事業者を選定予定)

令和8年8月～令和9年度末(令和10年3月) 試行実施期間

令和10年度～ 順次実施場所を追加

令和12年度 あんしんすこやかセンター圏域に概ね1か所 市内76個所で実施



# 総合事業のサービス・活動の類型（通所型サービス）

※赤枠は神戸市で実施あり

	多様なサービス・活動				その他	
	従前相当サービス	サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B (住民主体によるサービス・活動)		サービス・活動C (短期集中予防サービス)
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの (第1号事業支給費の支給)		委託費の支払い	活動団体等に対する 補助・助成	委託費の支払い	
想定される実施主体	・介護サービス事業者等	・介護サービス事業者以外の多様な主体 ・(介護サービス事業者等)		・ボランティア団体など地域住民の主体的な活動を行う団体 ・当該活動を支援する団体	・保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める			
費用	国が定める額(単位数)		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める			
	額の変更のみ可	加算設定も可				
対象者	・要支援1～2 ・事業対象者	・要支援1～2 ・事業対象者 ・継続利用要介護者		・要支援1～2 ・事業対象者 ※計画的な支援を短期集中的に行うことにより改善すると認められる者	これらによらないもの(委託と補助の組み合わせなど)	
支援の提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による			
	生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員	・地域の多様な主体の従事者 ・高齢者を含む多世代の地域住民 ・(有償・無償のボランティア)	・有償・無償のボランティア ・マッチングなどの利用調整を行う者	・保健医療専門職		

※介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより(一部改変)

## 総合事業のサービス・活動の類型（通所型サービス サービス・活動A）

	サービス・活動A 【国が示す基準】 （多様な主体によるサービス・活動）		神戸市 新しい通所型サービス
	指定	委託	
実施手法	指定事業者が行うもの （第1号事業支給費の支給）	委託費の支払い	委託（委託費＋利用者負担）
想定される 実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業者以外の多様な主体</li> <li>・（介護サービス事業者等）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体</li> <li>・介護サービス事業者等</li> </ul>
基準	サービス・活動の内容に応じて市町村が定める		人員・設備基準を緩和
費用	国が定める額（単位数）	サービス・活動の内容に応じて市町村が定める	市が定める
	加算設定も可		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援1～2</li> <li>・事業対象者</li> <li>・継続利用要介護者</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援1～2</li> <li>・事業対象者</li> <li>→継続利用要介護者</li> </ul>
支援の提供者	市町村が定める基準による		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体</li> <li>・介護サービス事業者等</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の多様な主体の従事者</li> <li>・高齢者を含む多世代の地域住民</li> <li>・（有償・無償のボランティア）</li> </ul>		

# 新しい通所型サービス 内容（1）

BE KOBE

【対象者】 要支援者・事業対象者のうち、ケアマネジメントの結果サービスが必要と判断された方

【内容】 ・週1回（月4回）

- ・1回あたり**90分以上**（上限は設けない）
- ・体操（30分程度）＋介護予防につながる事業者オリジナルプログラム
- ・原則送迎を実施
- ・食事、入浴はサービス内容に含まず、サービス時間外に実施

【実施方法】 委託により実施（R8年3月中旬頃事業者公募予定）

準備	～30分程度	60分以上
受付	体操 ストレッチ ・ 脳トレ	事業者オリジナルプログラム ・筋トレ、ストレッチ、健康教育等（フィットネス事業者等） ・音楽、調理、ウォーキング、農業・園芸、フラワーアレンジメント、絵画等（各事業者） ・健康マージャン、地域の歴史学習・フィールドワーク等（地域NPO等）



## 【設備基準】

- 3 m<sup>2</sup>×利用定員以上の広さ（利用者10名以上が利用できる区画）
- 消火設備その他必要な設備備品

## 【人員基準】

- 管理者 1名以上
- スタッフ 1名以上（利用者15名以上～ 必要数を追加）

※管理者・スタッフに資格要件はなし。

サービス提供時間の大部分を運動や体操プログラムが占める場合（フレイル改善通所サービスと同程度内容を想定）の場合、機能訓練指導員（介護保険法に定める）をスタッフとして配置。

## 【その他】

- 個別サービス計画は不要
- 他の通所サービスとの併用は不可



## 【新しい通所型サービス】

- 生活機能の低下がみられるが、病態が安定し、専門職による支援は不要。
- 交流・社会参加・軽運動・趣味活動などを通じて、閉じこもり予防や生活機能向上・維持が必要な方
- フレイル改善通所サービス利用後、セルフマネジメントが獲得できず、機能維持に重点をおいた介護予防サービスの継続が必要な方。

## 【介護予防通所サービス】

- 進行性疾患や病態が安定しない者、身体介助が必要な者など専門職の支援が必要な方

## 【フレイル改善通所サービス】

- 生活機能の低下がみられる方、軽度認知障害（MCI）の方
- **軽度者向け通所型サービスの第一選択としてケアマネジメントすることが前提**



# 介護予防ケアマネジメントの種類

BE KOBE

類型	介護予防支援	ケアマネジメント 従来型	ケアマネジメント 簡易型①	ケアマネジメント 簡易型②	ケアマネジメント セルフ型
対象者	要支援者	要支援者・事業対象者（※2）			
サービス 種別	予防給付サービス  介護予防訪問看護・ 介護予防福祉用具貸与・ 介護予防通所リハビリ テーション 等	介護予防訪問サービス  介護予防通所サービス （※重度） ※認知症高齢者の日常 生活自立度Ⅱ以上、ま たは障害高齢者の日常 生活自立度A以上	生活支援訪問 サービス  介護予防通所 サービス（※軽度）  ※認知症高齢者の日 常生活自立度が自立 またはI、かつ障害 高齢者の日常生活自 立度が自立またはJ  <b>通所A</b>	フレイル改善 通所サービス	住民主体訪問 サービス  （一般介護 予防事業）
ケアマネジ メント採用 基準	サービスを組み合わせる場合、よりきめ細やかに関わるケアマネジメントを採用する。 例) 介護予防訪問サービスとフレイル改善通所サービスを利用する場合⇒「ケアマネジメント従来型」				
実施機関	指定介護予防支援事業所	あんしんすこやかセンター			
一部委託		可能		不可	不可



# 試行実施までのスケジュール

BE KOBE

令和8年	3月中旬	公募開始
	5月中旬	委託事業者決定
	6月	あんしんすこやかセンターへの事業説明
	7月～	サービス利用調整等
	8月～	サービス利用開始

